

令和6年度京都府教育委員会・京都市教育委員会免許法認定講習実施要項

1 目的

教育職員免許法に基づき、①相当免許状（幼稚園、小学校、中学校教諭及び養護教諭）が2種免許状である者が1種免許状を取得するため、②基礎免許状（幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭）を有する教育職員が特別支援学校教諭の2種免許状を取得するため、③特別支援学校教諭2種免許状を有する教育職員が特別支援学校教諭1種免許状を取得するため、並びに④学校に勤務する栄養職員が栄養教諭1種又は2種免許状を取得するために必要な教職に関する科目の単位を修得させることにより教育職員の資質の向上を図ることを目的とする。

2 主催

京都府教育委員会・京都市教育委員会

3 開講期間、開講科目等

別紙1のとおり

4 会場

京都教育大学（京都市伏見区深草藤森町1）

京都府庁（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）

（注）どちらの会場も受講者の駐車を認めていないため、車での来場を禁止する。

5 受講資格

（1）幼稚園、小学校若しくは中学校教諭又は養護教諭の1種免許状を取得する場合

ア 2種免許状を有し、当該免許状を使用して幼稚園、小学校、中学校又は義務教育学校（特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部を含む。）に勤務する教育職員

イ 養護教諭2種免許状を有し、当該免許状を使用して学校に勤務する者

（2）特別支援学校教諭2種免許状を取得する場合

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの教諭の普通免許状を有し、現に学校（園）に勤務する教育職員

（3）特別支援学校教諭1種免許状を取得する場合

特別支援学校教諭2種免許状を有し、特別支援学校に勤務する教育職員

（4）栄養教諭1種又は2種免許状を取得する場合

学校に勤務する栄養職員

6 受講料

徴収しない。ただし、受講に要するテキスト代及び教材費等は受講者の負担とする。

7 単位の認定

1科目1単位とし、受講科目の全開講日に出席し、試験等による成績審査に合格した者に対して授与する。

8 受講申込、受講決定等

別紙2のとおり

9 その他

- (1) 各講座とも申込者数が10人に満たない場合は担当講師と協議の上、講座を廃止することがある。
- (2) 講習当日の気象状況等により円滑な運営が困難と見込まれるときは、当日急遽、講習を中止することがある。また、開講期間の内、1日でも中止となった場合は、単位を授与することはできない。
- (3) 特別支援教育に関する講座については、上記5(2)を優先に受講を許可する。また、その中でも特別支援学校の教員、小中学校の特別支援学級担任の教員及び通級指導担当教員を優先に受講を許可する。
- (4) 旧法（平成28年改正前の法）により開講していた平成30年度以前の認定講習で修得した科目の単位は、新法（平成28年改正後の法）の相当する科目の単位に読み替えることが可能である。ただし、読み替え後の新法科目により単位修得を完成させるためには、それらの科目が新法の修得方法に適合していなければならない。

(別紙1)

令和6年度 京都市教育委員会・京都府教育委員会免許法認定講習開講科目（文部科学省認定申請予定）

| 講座番号 | 取得を希望する免許状の種類 | 開講科目等 | | | 担当講師 | 開催期間 | 時間 | 会場 | 定員(予定) |
|------|-------------------------------------|----------|------------------------------------|-----------------------------------|--|----------------------|----------|-----------------------|-------------|
| | | 開講科目 | 講 義 | 等 | | | | | |
| 1 | 教科 ・ 教職 ・ 養護 ・ 栄養 | 教職に関する科目 | 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) | 教職論 | 京都教育大学 徳岡 慶一 教授 榎原 禎宏 講師 中村 瑛仁 | 8月19日～20日 (月) (火) | 午前 午後 | 京都教育大学 F棟1階 講義室 | 50～ 100名 |
| 2 | | 第1欄 | 特別支援教育の基礎理論 | 特別支援教育基礎理論 | 京都教育大学 准教授 丸山 啓史 | 8月20日～21日 (火) (水) | 午前 午後 | 京都教育大学 F棟1階 講義室 | 50～ 100名 |
| 3 | 特別支援1・2 | | (免許状に定める科目) 聴覚障害者 | 聴覚障害者の心理等 | 同志社大学 教授 中瀬 浩一 | 8月 8日～ 9日 (木) (金) | 午前 午後 | 京都教育大学 F棟1階 講義室 | 50～ 100名 |
| 4 | 視覚障害者の領域 | | (免許状に定める科目) 知的障害者 | 知的障害教育総論 | 京都教育大学 教授 相澤 雅文 | 8月 7日～ 8日 (水) (木) | 午前 午後 | 京都教育大学 F棟1階 講義室 | 50～ 100名 |
| 5 | 聴覚障害者の領域 | 第2欄 | (免許状に定める科目) 知的障害者 | 肢体不自由者 | 元立命館大学 室木 義治 教授 担当講師 | 8月 5日～ 6日 (月) (火) | 午前 午後 | 京都府庁 3号館地階 講堂 | 50～ 100名 |
| 6 | 知的障害者の領域 | | (免許状に定める科目) 肢体不自由者 | 病弱者 | 元大谷大学 時森 康郎 非常勤講師 | 7月25日～26日 (木) (金) | 午前 午後 | 京都府庁 3号館地階 講堂 | 50～ 100名 |
| 7 | 肢体不自由者の領域 | 第3欄 | (免許状に定める以外の科目) 病弱者 | 重複・LD等障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者) | 京都教育大学 教授 佐藤 克敏 京都教育大学 教授 牛山 道雄 同志社大学 教授 中瀬 浩一 府立盲学校 教諭 藤井 則之 | 8月13日～14日 (火) (水) | 午前 午後 | 京都教育大学 F棟1階 講義室 | 50～ 100名 |

※ 時間は、午前(9:00～12:15) 午後(13:15～16:30)とする。

(別紙2)

令和6年度京都府教育委員会・京都市教育委員会免許法認定講習受講要領

1 受講申込

- (1) 受講希望者は、「受講申込書」(別記様式1)に必要事項を記入の上、学校(園)長に1部提出すること。
- (2) 学校(園)長は、所属職員から受講申込があり、受講を承認した場合は、受講申込書(原本)を下記2により提出すること。

2 申込方法及び期限

(1) 市町(組合)立学校(園)の職員

- ア 学校(園)長は、受講申込書(原本)を取りまとめの上、別記様式2により、令和6年5月21日(火)までに当該学校(園)を所管する市町(組合)教育委員会宛て提出すること。
- イ 市町(組合)教育委員会は、アにより提出された受講申込書(原本)を取りまとめの上、別記様式2により、令和6年5月27日(月)まで【必着】に当該市町(組合)教育委員会を所管区域とする教育局長宛て提出すること。
- ウ 教育局長は、イにより提出された受講申込書(原本)を取りまとめの上、別記様式2により、令和6年5月31日(金)まで【必着】に京都府教育庁指導部学校教育課教員免許係宛て提出すること。

(2) 府立・私立・国立大学法人附属学校(園)の職員

学校(園)長は、受講申込書(原本)を取りまとめの上(国立大学法人附属学校(園)長は大学長を経由し)、別記様式2により、令和6年5月31日(金)まで【必着】に京都府教育庁指導部学校教育課教員免許係宛て提出すること。

(3) 京都府外の学校(園)の職員

各府県教育委員会が取りまとめの上、別記様式2により、令和6年5月31日(金)まで【必着】に京都府教育庁指導部学校教育課教員免許係宛て提出すること。

3 受講決定通知

令和5年7月中旬頃に、当該市町(組合)立学校(園)職員については市町(組合)教育委員会教育長宛て、府立及び私立学校(園)職員については学校(園)長宛て、国立大学法人附属学校(園)職員については大学長宛て、府外学校(園)職員については当該府県教育委員会教育長宛て通知する。

4 欠席手続

上記3により受講を許可された者が、やむを得ない理由により欠席する場合は、速やかに京都府教育庁指導部学校教育課教員免許係に連絡するとともに「欠席届」(別記様式3)を学校(園)長の承認を得た上で提出すること。

なお、市町(組合)立学校(園)職員、国立大学法人附属学校(園)職員及び府外学校(園)職員については、必ず経由機関を通じて行うこと。

また、無断欠席の場合は、次年度以降の受講を認めないことがある。

【連絡先及び提出先】 京都府教育庁指導部学校教育課教員免許係

〒602-8570(専用郵便番号) 電話：075-414-5836

5 講座廃止通知

実施要項9(1)により講座を廃止した場合は、上記3の通知とともにその旨通知する。